

大規模小売店舗立地法の手引き

令和5年4月

山形県産業労働部商業振興・経営支援課

— はじめに —

この手引きは、大規模小売店舗を設置又は変更する場合に必要となる大規模小売店舗立地法に基づく届出等の手続について、理解を深めていただく目的で作成したものです。

どのようなときにどのような届出や報告をする必要があるのか、また添付書類としては何が必要なのかについて説明してあります。

これから大規模小売店舗を設置しようとお考えの方、既に大規模小売店舗を設置しておられる方などが大規模小売店舗立地法の届出や報告を行うに当たり、この手引きを十分活用されるようお願いします。

なお、記載内容については、随時見直しを行っておりますので、実際の手続きにあたっては県の担当者にご照会いただきますようお願いいたします。

令和5年4月

山形県産業労働部商業振興・経営支援課

目 次

— はじめに —

I 大規模小売店舗立地法のあらまし

1. 大規模小売店舗立地法とは
2. 大規模小売店舗の定義
3. 店舗面積に関する取扱い
4. 店舗面積の範囲に関する統一的解釈
5. 大規模小売店舗を設置する者が配慮しなければならない事項
6. 大規模小売店舗立地法の適用対象及び届出義務者
7. 大規模小売店舗立地法における基本的な手続きの流れ
8. 大規模小売店舗立地法の手続きフロー図

II 大規模小売店舗立地法の手続きについて

1. 届出の手続きについて
 - (1) 大規模小売店舗の新設に関する届出
 - (2) 大規模小売店舗の変更の届出（法第5条の届出を既に行っている場合）
 - (3) 大規模小売店舗の変更の届出（法第5条の届出を行っていない場合）
 - (4) 届出書・添付書類の様式等
2. 説明会の開催
 - (1) 説明会の開催方法
 - (2) 説明会の公告
 - (3) 説明会開催の報告
 - (4) 説明会を開催できない場合
 - (5) その他
3. 意見書の提出
 - (1) 意見書の提出
 - (2) 意見書を提出できる者
 - (3) 意見の内容
 - (4) 意見書の様式等
 - (5) 意見書の提出先等
4. 県の意見等
5. 報告
 - (1) 建物設置者に求める報告事項
 - (2) 小売業者に求める報告事項

III その他

— 別添資料 —

- 大規模小売店舗立地法の手続きに係る様式集
- 既存店事務の手引き